

農業土木工事施工管理基準（19年3月版）の発行について

道農政部所管の農業農村整備事業に係る施工に適用する「農業土木工事施工管理基準」は、昭和53年以来逐次改定を重ね、ご利用をいただいておりますが、このたび平成19年3月1日以降適用することとして改訂版を発行するものです。

◆ 改定理由

農業土木工事の適正な履行を確保するため、農林水産省、北海道開発局、建設部等の施工管理基準の改正と整合を図り、「農業土木工事施工管理基準」の記述内容を一部改正する。

◆ 施工管理基準の改正内容

1. II 直接測定による出来形管理

出来形管理基準及び規格値体系

- 17 畑かん施設工を新規追加（仕様書の改定により）
- 18 営農・飲雑・畑かん工のうち畑かん工を削除（仕様書の改定により）

2. B 『直接測定による出来形管理基準』

1 共通工編

- 11 矢板工 仮設工を除くを「指定・任意仮設は除く」に改正し、指定仮設については、新設した
- 29 土留・仮締切工（矢板工）によることとした
- 16 吹付工 測定基準の改正（局農参考）
- 24 補強土壁工 工種名の追加及び規格値の改正（国交省参考）
- 29～32 土留・仮締切工（矢板工・アンカー工・締切盛り・中詰盛土）【仮設工新設】

2 各工種編

- 6 区画整理工 1 整地工 ・表土厚の規格値及び測定基準値の改正
- 8 暗渠排水工 2・補助暗渠の追加
- 10 工場製作工 10 金属支承 ・区分、規格値、測定基準の改正（国交省参考）
- 12 橋梁上部工 45 支承工 ・測定箇所図の追加 7・伸縮装置工 規格値の改正
- 17 畑かん施設工 ・新規追加
- 18 営農・飲雑・畑かん工 ・畑かん工を削除

3. III 撮影記録による出来形管理

- 全体：各表に区分線を挿入し表の体裁の改正
- IX 暗渠排水工事 4 埋設作業について改正
- XV ため池改修工事 新規追加した

4. IV 品質管理

B 『品質管理基準』

- 2 セメント・コンクリート ・試験項目、試験方法、規格値、試験基準、摘要を改正
- 3 既製杭工 ・種別、試験区分欄の区切り線を改正
- 5 道路土工 ・必須項目：CBR 試験（路床）を追加
- 6 凍上抑制層 種別、試験区分欄の区切り線を改正

- 9 アスファルト舗装 ・骨材の密度及び吸水率試験の試験方法で JIS 番号の改正
- 12 補強土壁工 ・外観検査の規格値の条文の改正
- 14 吹付工 ・塩化物総量規制、スランプ試験（モルタル除く）、空気量測定に摘要を追加
- 15 現場吹付法砕工 ・試験項目、規格値の字句訂正
- 16 モルタル ・新規追加した（局農・建設部参考）
- 19 橋梁 ・ブリージング試験、膨張収縮試験、凝結時間試験方法、付着強度試験に試験基準を追加
- 20 ポステンPC桁 ・コンクリートのPS導入可能圧縮強度の規格値条文の改正
- 21 区画線 ・摘要欄に塗料等の吐出量試験追加・試験方法欄に道路標示施工ハンドブックを明示
- 22 塗装関係 ・共通仕様書 3-3-15 工場塗装工及び B『直接測定による出来形管理基準』10 工場製作工（橋梁工事）の 13 工場塗装工と記述内容が重複しているため削除
- 26 ガス切断工 ・試験区分欄に区切り線を追加

C 品質管理基準（案）

出来形及び品質の合格判定値（参考）

- ①『施工管理基準、II. B 直接測定による出来形管理基準』②『施工管理基準、IV. B 品質管理基準』と記述内容が重複しているため削除

5. V 施工管理記録様式

様式（2-4）均平度測定簿の様式を改正

6. 第2章 鋼橋架設工事施工管理基準

上記架設工事の管理基準については

- ①『共通仕様書』 10-4-11（現場継手工）、10-9-3（橋面防水工）
- ②『施工管理基準』 B直接測定による出来形管理基準
 - 5（道路工事 6 コンクリート舗装版工）
 - 10（工場製作工 4 桁製作工）、
 - 12（橋梁上部工 1 クレーン架設工～ 9 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工）
 と記述内容が重複しているため削除

7. 『参考』施工体制台帳・再下請負通知書・労務安全に関する届出書

- ①施工体制台帳 ・②下請負人に関する事項 の様式の改正
 （「施工体制台帳の活用に関する取扱いについて」平成 18 年 3 月 9 日付け建情第 1428 号により）

8. 『参考』試験方法

III アスファルト舗装関係

- 5. 区画線試験法について道路標示施工ハンドブックに準じて追加

IV その他

- 1. 通水試験についての記述内容を農水省 土地改良事業計画設計基準・設計『パイプライン』基準書・技術書に準じて改正
- 2. ロックボルトの引抜試験の最大引抜き荷重の数値の改正

◆ 適用

平成 19 年 3 月 1 日以降起工予定の工事から適用する。